

第2号様式(第10条関係)

令和 6 年 7 月²⁴日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 玉城 健一郎



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 健一郎

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	38,057	新聞・雑誌購読料
事 務 所 費	220,239	事務所家賃・電気料金・水道料金
事 務 費	57,262	電話料金・空調機レンタル料金 カラー複合機タウンター保守料金・消耗品
人 件 費	121,500	職員人件費・労働保険料
合 計	437,058	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 12,942 円

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費区分	資料購入費
1. 図書費	10,000
2. 雑誌費	5,000
3. 新聞費	3,000
4. 参考書費	2,000
5. その他	1,000
計	21,000

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	沖縄タイムス(R6.4月～R6.6月分 3,075円×3ヵ月分)	9,225	全額	9,225
毎月払	琉球新報(R6.4月～R6.6月分 3,075円×3ヵ月分)	9,225	全額	9,225
毎月払	しんぶん赤旗・議会と自治体(R6.4月～R6.6月分 5,221円×3ヵ月)	15,663	全額	15,663
4/9	月刊 日本の進路(R6.4月～R6.6月分 500円×3ヵ月)	6,000	その他	1,500
4/9	日本の進路 地方議員版(R6.5月/6月分 100円×2ヵ月)	1,000	その他	200
5/2	月刊自治研(R6.4月～R6.6月分 748円×3ヵ月)	8,976	その他	2,244
資料購入費 充当合計				38,057

領 収 証		No. _____
玉城健一郎事務所様		
金額	49,225-	
但し、2024年4月・5月・6月分の県費送料として(①3075×3ヵ月)		
2024年 6 月 28 日 上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額	8,542	
消費税額(8%)	683	
税抜金額	軽減税率対象	
消費税額(%)		
沖縄タイムス		
野嵩・中原販売店		
宜野湾市野嵩2-12-32幸地ビル101号		
TEL (098) 943-2277		
登録番号 T3810071133560		
GR097623		

沖縄タイムス

・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 9,225 円 (3,075 円×3 ヲ月)

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

領 収 証

玉城健一郎事務所 様
宜野湾市野嵩2丁目-7-3

令和 6年 6月 30日

税込 ¥9,225

上記正に領収いたしました

琉球新報 宜野湾中央販売店
宜野湾市上原2-6-7 上江洲店
電話・FAX (098) 892-7730
店主 当銘 亨

内 訳

種 別	期 間	部	税抜き	内消費税	税込
琉球新報	2024/4/1~2024/6/30	3	¥8,542	¥683	¥9,225
合 計	3ヶ月	3	¥8,542	¥683	¥9,225

※軽減税率対象 税率8%

備 考 2024年4月1日~2024年6月30日まで(3ヶ月分)の
琉球新報購読料として (1ヶ月単価 3,075円)

琉球新報

・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 9,225 円 (3,075 円×3 ヲ月)

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

県議会議員 玉城健一郎事務
所

様

しんぶん赤旗
領収書

2024 年 4 月分

5,221 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
議会と自治体	10%	1	794

(取扱先)
日本共産党中部地区委員会
TEL 098-937-5503
沖縄市宮里1-14-7-1F

8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円

10%対象 722 円(税抜) 消費税 72 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日

4/26

備考

4 月分 しんぶん赤旗・議会と自治体

・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 5,221 円

県議会議員 玉城健一郎事務
所

様

しんぶん赤旗
領収書

2024 年 5 月分

5,221 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
議会と自治体	10%	1	794

(取扱先)
日本共産党中部地区委員会
TEL 098-937-5503
沖縄市宮里1-14-7-1F

8%対象 4,099 円(税抜) 消費税 328 円

10%対象 722 円(税抜) 消費税 72 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日

5/30

備考

5 月分 しんぶん赤旗・議会と自治体

・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 5,221 円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

県議会議員 玉城健一郎事務
所

様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 6 月分

5,221 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
議会と自治体	10%	1	794

(取扱先)
日本共産党中部地区委員会
TEL 098-937-5503
沖縄市宮里1-14-7-1F

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	722 円(税抜)	消費税	72 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
6/24



6 月分 しんぶん赤旗・議会と自治体

・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 5,221 円

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

領 収 書

2024 年 4 月 9 日

玉城 健一郎 様

金 ￥6,000 円

月刊『日本の進路』
2024 年度分（2024 年 4 月～2025 年 3 月）代金として

上記まさに領収しました。

自主・平和・民主のための広範な国民連合

事務局長 山本 正治

〒212-0011 川崎市幸区幸町 4 の 8 青柳ビル 2 F

TEL 044(511)0427 FAX 044(541)2066

日本の進路

・充当割合 10/10 ・充当額 1,500 円（月額 500 円）

500 円×3 ヲ月＝1,500 円（R6 年 4 月・5 月・6 月）

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

領 収 書

2024 年 4 月 9 日

玉城 健一郎 様

金 ￥1,000 円

『日本の進路』地方議員版
2024 年度分（2024 年 5 月～2025 年 2 月）代金として

上記まさに領収しました。

自主・平和・民主のための広範な国民

事務局長 山本 正治

〒212-0011 川崎市幸区幸町 4 の 8 青柳ビル 2 F

TEL 044(511)0427 FAX 044(541)2066

日本の進路 地方議員版

・充当割合 10/10 ・充当額 200 円（月額 100 円）

100 円×2 ヲ月＝200 円（R6 年 5 月・6 月分）

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

領 収 証 王城 健一郎 様 No. 12538

★ 7,8976

但 月刊自治研 2024年4月分 2025年3月迄 3ヵ月分

2024年5月2日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税別)
		7,8976
	%	消費税額等
		789.76
税率		金額(税込)
%		消費税額等

収入印紙

東京都千代田区大塚 株式会社自治労サービス

38030001116844

コクヨ ケー-1097

月刊自治研

・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 2,244 円 (月額 748 円)

748 円×3 ヲ月=2,244 円 (R6 年 4 月・5 月・6 月)

◎全ての記事内容で幅広く県政に係る情報収集をした為

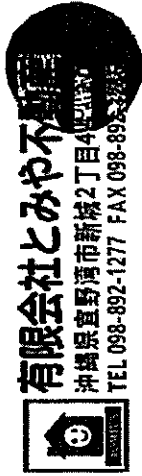
物件名

店舗 101

沖縄県宜野湾市野嵩2-7-3

契約者名

玉城 健一郎 様



下記の通り賃料等を受け取ったことを証明いたします。

登録番号: T3360002016451

項目	4月	5月	6月									合計
口座振替日	2024/4/1	2024/4/30	2024/5/30									
賃料	110,000	110,000	110,000									330,000
消費税	11,000	11,000	11,000									33,000
振替手数料	110	110	110									330
合計	121,110	121,110	121,110									363,330

R6 年 4 月・5 月・6 月分 ・ 充当割合 1/2 ・ 充当額 181,665 円 (手数料含む)

◎事務所家賃 (政務活動以外の利用もある為 1/2 充当)

電気料金領収証			
沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001000565	
R 6年 4月分	料金算定期間	ご使用量	
	3月 6日～ 4月 4日	228 kWh	
金 額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	6 9 0 5	
納入先	電 力 用 途		
電 気 番 号	ご契約種別	別添 消費税率等税額(10%) 円	
30796- 11-1-8	従量電灯	627	
ご依頼人 玉城 健一郎 様			
ご使用場所 宜野湾市野嵩2丁目7-3			
ご契約者 玉城 健一郎 様			
支払期日(上記参照)		R 6年 5月 7日	
金融機関取扱期限日		R 6年 5月 17日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 6年 5月 27日まで	
備 考		日 時 印	
		24.4.14	
		収 入 印 紙	
(A)お客さま控			

4 月 分 (従量電灯)

・ 充当割合 1/2 ・ 充当額 460 円

※4 月 1 日～4 月 4 日までの 4 日分のみ充当

$$6,905 \text{ 円} \div 30 \text{ 日} = 230 \text{ 円} \quad 230 \text{ 円} \times 4 \text{ 日} \div 2 = 460 \text{ 円}$$

◎事務所電気料金 (政務活動以外の利用もある為 1/2 充当)

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3560001008565	
R 6年 5月分	料金算定期間 4月 5日~ 5月 6日	ご使用量	311kWh
金額	102,271円		
電 気 番 号	30796- 11-1-8	従量電灯	929
ご依頼人 玉城 健一郎 様 ご使用場所 宜野湾市野嵩2丁目7-3 店舗 101 ご依頼者 玉城 健一郎 様			
支払期日(上記参照)	R 6年 6月 6日		
金融機関取扱期限日	R 6年 6月 14日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 6年 6月 26日まで		
備 考	日 附 印		
24.5.11 ローソン銀行 市役所支店			
収入印紙 (A)お客さま控			

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T3560001008565	
R 6年 6月分	料金算定期間 5月 7日~ 6月 5日	ご使用量	355kWh
金額	126,116円		
電 気 番 号	30796- 11-1-8	従量電灯	1,146
ご依頼人 玉城 健一郎 様 ご使用場所 宜野湾市野嵩2丁目7-3 店舗 101 ご依頼者 玉城 健一郎 様			
支払期日(上記参照)	R 6年 7月 8日		
金融機関取扱期限日	R 6年 7月 18日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 6年 7月 28日まで		
備 考	日 附 印		
24.6.12 ローソン銀行 市役所支店			
収入印紙 (A)お客さま控			

5月分(従量電灯)

・ 充当割合 1/2

・ 充当額 5,113 円

6月分(従量電灯)

・ 充当割合 1/2

・ 充当額 6,308 円

◎事務所電気料金 (政務活動以外の利用もある為 1/2 充当)


**宜野湾市 上・下水道料金納
額告知書兼領収証(お客様控)**
 令和 6年 4月25日 発行

水道番号
 044-091-00
 令和 6年 4月分
納付期限
 令和06年 05月 20日

野嵩二丁目7-3

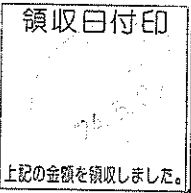
玉城 健一郎 様

用 途	営業用
水道使用水量	3 m ³
下水道使用水量	3 m ³
水道料金	3,740 円
下水道料金	1,100 円
合 計 金 額	4,840 円
(消費税) 10%	(440) 円

水道事業登録番号 T1800020002803

☆この領収証は後日の紛争をさける
 ため5年間保存してください。
 ☆料金を訂正したもの、領収日付印
 のないものは無効です。
 ☆お支払場所は裏面をご覧ください。

検針期間
 06-02-17 から
 06-04-16 まで
 宜野湾市上下水道事業
 管理者 
 袋 宜野湾市
 上下水道局お客様センター ☎098-892-3352

領収日付印

 上記の金額を領収しました。

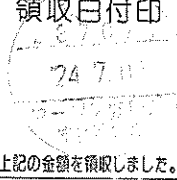
4 月分

・ 充当割合 1/2 ・ 充当額 640 円

※4月1日～4月16日までの16日分のみ充当

4,840 円 ÷ 60 日 = 80 円 80 円 × 16 日 ÷ 2 = 640 円

◎事務所水道料金（政務活動以外の利用もある為 1/2 充当）

 宜野湾市 上・下水道料金納 額告知書兼領収証(お客様控)	
令和 6年 6月25日 発行	
水道番号	
044-091-00	
令和 6年 6月分	
納付期限	
令和06年07月22日	
野嵩二丁目7-3	
玉城 健一郎 様	
用途	営業用
水道使用水量	8 m ³
下水道使用水量	8 m ³
水道料金	3,740 円
下水道料金	1,100 円
合計金額	4,840 円
(消費税) 10%	(440) 円
水道事業登録番号 T1800020002803	
☆この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。 ☆料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。 ☆お支払場所は裏面をご覧ください。	
検針期間 06-04-16 から 06-06-12 まで 宜野湾市上下水道事業 管理者 島袋 清弘	領収日付印  上記の金額を領収しました。 宜野湾市上下水道局お客様センター ☎098-892-3352

6 月分

・ 充当割合 1/2 ・ 充当額 2,420 円

◎事務所水道料金 (政務活動以外の利用もある為 1/2 充当)

電気料金払込受領証

玉城 健一郎 様

電気番号 30796- 11-2-7

ご契約種別 低圧電力

令和 6年 4月分

領収金額 13,642 円

料金 13,609 円

再エネ賦課金 33 円

[再掲]

消費税等相当額(10%) 1,240 円

燃料費等調整額 -357.12 円

課税対象額10% 13,642 円

ご使用量 24 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月 7日	日 附 印
金融機関取扱期限日	5月17日	14585
コンビニ等取扱期限日	5月27日	24,409

ローソン 宜野湾

沖縄電力株式会社 (T3360001008565)

収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

玉城 健一郎 様

電気番号 30796- 11-2-7

ご契約種別 低圧電力

令和 6年 5月分

領収金額 15,875 円

料金 15,397 円

再エネ賦課金 478 円

[再掲]

消費税等相当額(10%) 1,443 円

燃料費等調整額 -2,061.85 円

課税対象額10% 15,875 円

ご使用量 137 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月 6日	日 附 印
金融機関取扱期限日	6月14日	287071
コンビニ等取扱期限日	6月26日	24,500

ローソン 宜野湾

沖縄電力株式会社 (T3360001008565)

収入印紙貼付欄

4 月分 (低圧電力)

- ・ 充当割合 1/2
- ・ 充当額 6,821 円

5 月分 (低圧電力)

- ・ 充当割合 1/2
- ・ 充当額 7,937 円

◎事務所電気料金 (政務活動以外の利用もある為 1/2 充当)

電気料金払込受領証

玉城 健一郎 様

電気番号 30796- 11-2-7

ご契約種別 低圧電力

令和 6年 6月分

領収金額 17,751 円

料金 17,019 円

再エネ賦課金 732 円

[再掲]

消費税等相当額(10%) 1,613 円

燃料費等調整額 -2,688.00 円

課税対象額10% 17,751 円

ご使用量 210 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A-ご依頼人控)

支払期日	7月 8日	日 附 印
金融機関取扱期限日	7月18日	24.6.07
コンビニ等取扱期限日	7月28日	沖縄電力株式会社

沖縄電力株式会社
(73360001008565)

収入印紙貼付欄

6 月分（低圧電力）

・ 充当割合 1/2 ・ 充当額 8,875 円

◎事務所電気料金（政務活動以外の利用もある為 1/2 充当）

事務所概要申告票

議員名 玉城 健一郎

1. 物件の所在

住所	宜野湾市野嵩2-7-3 [REDACTED] 店舗101
電話番号	098-988-1415

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [REDACTED] ・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者 ・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

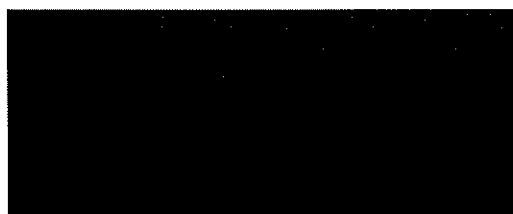
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 玉城 健一郎



賃貸人 氏名

住所



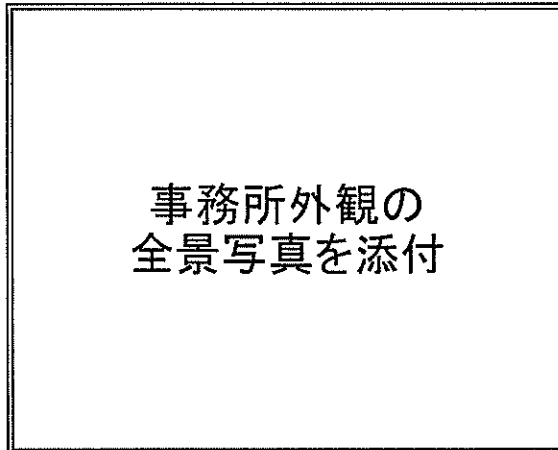
事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 健一郎

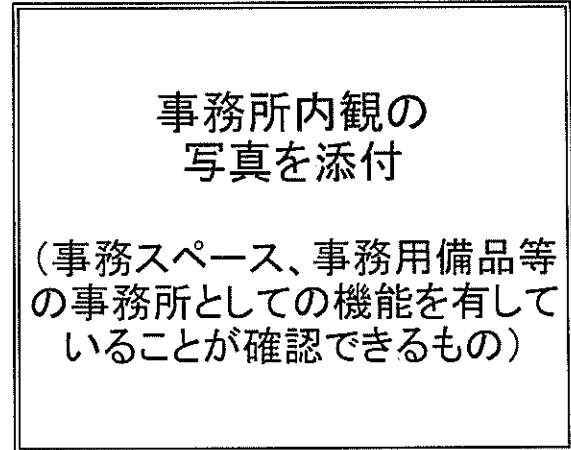
1. 事務所の状況

住所	宜野湾市野嵩2-7-3	店舗101
----	-------------	-------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動以外の使用もあり、各活動の割合が
明確に区分できない為、1/2充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	121,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	60,500 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城 健一郎





沖縄県議会議員 玉城健一郎事務所 外観

沖縄県議会議員 玉城健一郎事務所 外観



事務所費



沖縄県議会議員 玉城健一郎事務所 内観

定期建物賃貸借契約書

名 称 [REDACTED] 店舗 101号室

賃貸人 [REDACTED] 様

賃借人 玉城 健一郎 様

賃貸借契約期間 (令和4)2022 年 12 月 26 日
(令和6)2024 年 12 月 25 日

管理会社



有限会社とみや不動産

〒901-2201 沖縄県宜野湾市新城2-44-20

TEL098-892-1277 FAX098-892-1285

事務所費

定期建物賃貸借契約書

【事務所用】

物件の表示	名称	[redacted] 店舗				101 号室	
	所在地	沖縄県宜野湾市野嵩 2-7-3					
	構造	(RC) 鉄筋コンクリート造/2階建/1戸	間取り		専有面積	45 坪	
契約期間		2022 年 12 月 26 日 から 2024 年 12 月 25 日 2 年間					
賃料	家賃	月額	110,000 円	敷金	110,000 円		
	共益費	月額		再契約事務手数料	60,500 円		
	駐車料	月額	1台目 円 2台目 有・無 円				
駐車場利用 車両番号		[redacted]		駐車 配置番号	駐101		
再契約事務手数料		再契約時に乙は丙に再契約事務手数料として賃料の50%（消費税別）をお支払いください。					
口座振替		口座振替は翌月分を毎月30日（土、日、祝日の場合翌営業日）に引き落とし、万一残高不足の場合は当社では通知や再振替等はありません。また、契約時に加入された保証会社より乙・連帯保証人に対して連絡がいきます。					
施設設備		※エアコン等の電気器具については万一故障の場合は賃貸人にて機能保障するものではない。但し、賃借人負担にて修理等を行ない使用することはできる。					

令和 9 年 12 月 / 日

賃貸人（甲）	住所	沖縄県宜野湾市野嵩 2-7-3 2F		
	氏名	[redacted]		
賃借人（乙）	住所	宜野湾市 野嵩 1-9-12 2F		自宅 TEL
	氏名	玉城 健一郎		携帯 TEL [redacted]
	勤務先	沖縄県議会		勤務先 TEL 098 866 2572
連帯保証人	住所	[redacted]		自宅 TEL
	氏名	[redacted]		携帯 TEL [redacted]
([redacted])	勤務先	[redacted]		勤務先 TEL [redacted]
	住所	[redacted]		自宅 TEL
連帯保証人	氏名	[redacted]		携帯 TEL
	勤務先	[redacted]		勤務先 TEL
連帯保証人	極度額	2,640,000 円	賃料 24 ヶ月	賃料債務 保証会社
				株式会社 フェアー信用保証

事務所費

入居者氏名 ※契約者以外の入居者

氏名	続柄	TEL	勤務先/学校	TEL

緊急連絡先

氏名	続柄	住所	TEL

賃貸業務管理会社 (丙)	所在地 名称	沖縄県宜野湾市新城2-44-20
仲介業者	免許番号	有限会社 とみや不動産
	所在地 名称	沖縄県知事(9)第2047号
	連絡先 氏名	沖縄県宜野湾市新城2-44-20
	氏名	有限会社 とみや不動産 代表取締役 八木 政徳
宅地建物取引士	連絡先 氏名	098-892-1277
	登録番号	(沖縄) 第 号

担当印	確認印	承認印
		

表記の賃貸人（以下「甲」という）及び賃借人（以下「乙」という）は、表記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という）について下記条項を承諾の上、賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結し、その証として本書2通を作成し各1通を保有する。

（用 途）

第1条 乙は、本物件を事務所以外の用途に使用することはできない。

（契約期間）

第2条 本契約は、表記に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は協議の上、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。乙は再契約手続きについて、賃貸業務管理会社（以下「丙」という）に再契約事務手数料として賃料の50%（消費税別）を支払うと共に、契約に必要な書類、契約書を作成し、丙に提出する。

2. 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了に賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

（家賃及び、共益費等の支払い義務）

第3条 月額家賃、共益費、駐車場料、その他料金（以下賃料等という）は、表記の通りとし毎月30日までに翌月分を必ず入金になるよう支払わねばならない。尚、消費税（地方消費税を含む）の税率が変動した場合はそれに応じて消費税相当額も当然に変動するものとする。

2. 賃料等の支払義務は、契約期間の開始日から発生する。
3. 賃料等の入金方法は、甲の指定する銀行においての自動振替でなければならない。但し甲が承諾をした場合、もしくは期日までに入金できなかった場合は、甲の指定する口座に振込むものとする。
4. 賃料等の入金に係る振込手数料、自動振替手数料は、乙の負担とする。
5. 丙の店頭窓口にて賃料等を支払いする場合は、乙は事務手数料として500円を丙に支払わなければならない。

（支払い委託、保証委託）

第4条 乙が賃料等について収納代行会社による支払委託制度を利用し委託する場合は、収納代行会社を通じて甲に支払うこととし、その内容については別途乙、収納代行会社間で締結する支払委託契約の定めによる。

2. 乙が本契約について保証会社による保証委託契約を結び利用する場合は、本契約の甲に対する債務について保証会社を連帯保証人とすることができることとし、その内容については別途乙保証会社間で締結する保証委託契約書の定めによる。
3. 支払委託契約が解除、取り消しその他の事由により終了したとき、乙はその終了日以降に支払期日が到来する賃貸借費用については、甲の指定する管理会社に持参もしくは振込みの方法により支払うものとする。尚、振込みの方法による場合、その振込手数料は乙の負担とする。
4. 保証委託契約が解除、取り消しその他の理由により終了した場合は、乙は速やかに新たな保証会社と保証委託契約の締結、または甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。尚、その場合に発生する保証委託手数料等については、乙の負担とする。

（延滞損害金）

第5条 乙は期日までに賃料等の全部、または一部の支払いを延滞したときは月一律500円の請求事務手数料と遅延した金額に対し年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。

2. 丙が、乙の甲に対する賃料等の延滞債務を立替払いしたときは、乙は丙に対し、立替金及び立替金に対する賃料等の発生日から完済まで年14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。但し、乙が賃料等の支払方法として収納代行会社の支払委託制度を利用する場合は、支払委託契約の定めによるものとする。
3. 前項の規定は、丙が乙に対し立替払いの義務を負うことを意味するものではない。

（敷 金）

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れる。

2. 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務と相殺することができない。

3. 甲は、本物件の明渡しがあった場合、期間以上での解約の場合は10割返還する。但し、甲は本物件の明渡し時に、家賃の滞納や乙が故意または重大なる過失により、本物件または付帯設備に加えた損害があるなど乙の債務不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
4. 敷金の返済に係る振込手数料等の費用は、乙の負担とする。
5. 敷金の返却請求権を第三者に譲渡、または委任できないものとする。但し、支払委託制度、保証委託制度を利用する場合は、支払委託制度、保証委託制度の定めによるものとする。

(礼金)

第7条 礼金を支払った場合は、本契約締結後、礼金の返還を求めることはできない。

(鍵交換、抗菌施工)

第8条 玄関の鍵の交換料、抗菌施工は乙の承諾の上、乙の負担とする。なお鍵を紛失した場合は乙が実費負担するものとする。

(賃料等の改定)

第9条 契約期間中であっても、公租公課の増徴、物価の変動、その他の理由により賃料等が不相当となったときは、甲乙協議の上賃料等を改定できる。

(賃借人の善管義務)

- 第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって本物件及び付帯設備等を保全し、使用しなければならない。また、乙の責にて本物件及び付帯設備等に損害を与えた場合、乙は速やかにその賠償をしなければならない。
2. 乙は要修繕箇所(水漏れ・天井剥離等)を発見した場合、直ちに甲(丙)にその旨通知しなければならない。尚、乙がその通知を怠り、または遅延したことにより本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部もしくは全部を賠償しなければならない。

(火災保険の加入)

第11条 火災、爆発、漏水等の事故に備え、乙は自己の負担で本契約期間中は必ず継続して賠償責任保険付の火災保険に加入しなければならない。万一乙の故意、過失等により甲に損害を与えた場合、その損害等を保険金により充当できない部分については別途賠償しなければならない。

(承諾事項)

第12条 乙が、階段、廊下等の共用部分及び各自の駐車スペース内に物品(鉢物植物・段ボール・廃棄車両等)を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき、または、本物件出入口の鍵を変えるとき、乙はあらかじめ甲(丙)の出入口の鍵を変えるとき乙はあらかじめ甲(丙)の書面による承諾を得なければならない。

(甲の契約解除権)

- 第13条 甲は、乙が賃料等の支払いを滞納し、その滞納額が2ヶ月分に達したときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除できる。
2. 乙が甲の書面による承諾なしに下記の事項に該当したとき、もしくは、本契約書の各条項並びに別途定める入居規約等の禁止、制限事項に違反したときは、甲は本契約を解除し、即時明渡しを要求することができ、乙はこの請求に応じなければならない。
 - (1) 乙が賃料等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が甲乙間の信頼関係を損うと認められるとき。支払委託制度、保証委託制度を利用する場合においても同様とする。
 - (2) 本物件を民泊事業・第三者に転貸及びその権利を譲渡したとき、または不正な行為によって入居したとき。
 - (3) 本物件を第1条の用途以外に使用したとき。
 - (4) 本物件の外部もしくは敷地内に看板、その他工作物の取り付け、本物件の改造、模様替等現状の変更をしたとき。
 - (5) 排水管を破損等させるおそれのあるものを流すこと。鉄砲、刀剣類または爆発性発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - (6) 本物件内に動物類を持ち込んだとき。または、大型の金庫等の重量の大きな物品等を搬入したとき。
 - (7) 環境の秩序を破壊する行為(大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏等を含む近隣者に迷惑となる行為)を行ったり、15日以上行方不明となり防

- 火、盗難予防、家屋保存、管理等に支障があるとき。
- (8) 乙または乙の同居人が反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治・宗教活動集団、暴走族等)の構成員、準構成員と判明したとき。
- (9) 建物、室内、廊下等で一見して暴力団等の関係者として見られるような態度等で徘徊、放歌、高吟するなどにより、近隣者及び付近住民に不安を抱かせるような行為をしたとき。
- (10) 警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき。
3. 本条の規定以外にも、公序良俗に反する行為、または本物件に損害を与える行為をしたとき。

(費用負担)

- 第14条 乙は入居期間中の、畳の表替、襖、障子の張替、本物件内の各電球の取替、給水栓排水栓の取替、ガラス破損による取替、排水のつまり補修、その他の小修理及び住宅の使用上生じた諸雑費を負担する。
2. 電気、ガス、水道料金、汚物ゴミ処理等の費用、浄化槽の清掃代金、エアコン洗浄及び町費、その他町内会の出費等の費用を負担する。

(賃貸人の立入り)

- 第15条 甲または丙は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならない。

(行方不明の場合の措置)

- 第16条 乙が15日以上行方不明となった場合、甲または丙は、乙の緊急連絡先、親族等乙の関係者立ち会いの上、本物件に残置された乙の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管することができる。尚、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(解約予告)

- 第17条 本契約期間内においても、甲は正当事由があり、かつ、書面による6ヶ月前の予告をもって、また、乙は書面による1ヶ月前の予告をもって、本契約を解約することができる。解約する月は、日割計算にて賃料等を支払うものとする。但し、乙は、解約申込日から1ヶ月分の賃料等相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し及び原状回復)

- 第18条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明渡ししなければならない。この場合において、乙が故意または重大なる過失により、本物件及び付帯設備を損傷したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。
2. 本契約における本物件の明渡しとは、乙及び入居者全ての退去、乙が本物件内に搬入した全ての家財、物品等の搬出、本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理、第19条に規定する諸費用精算の完了及び鍵全て(複製した鍵を含む)の返還の完了したときをいう。
3. 本物件の解約の際、乙は甲(丙)に対し移転料、立退き料、損害賠償、その他についても本契約に基づく以外的一切を請求しない。
4. 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
5. 通信機器及び乙が設置したもの全てを撤去しなければならない。
6. 車庫証明書の発行がある場合には、解約精算日までに移転又は抹消しなければならない。

(諸費用の精算)

- 第19条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気料金、上下水道料金、ガス料金、電話料金等について精算をしなければならない。(灯油、浄化槽の清掃代金、エアコンの内部洗浄、新聞、通信機器及び設置したもの全て)
2. 乙は、第6条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(契約の消滅)

第20条 天災、地変、その他甲の責に帰することのできない事由により、本物件を通常の用に供する事ができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が収用、または使用を制限され賃貸借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害について、甲(丙)はその責を負わない。

(連帯保証人、乙から連帯保証人への委任)

第21条 連帯保証人は、賃借人と連帯して更新後も本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を極度額の範囲内で負担しなければなりません。

2. 前項の連帯保証人の負担は、本契約書に記載する極度額を限度とする。
3. 乙は連帯保証人が死亡、解散、倒産、または保証能力を失ったときは、速やかに甲の認める連帯保証人を追加しなければならない。
4. 乙は連帯保証人に対して、乙が所在不明のまま60日以上経過した場合に限り、本契約を解約し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(団体交渉)

第22条 乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲(丙)に対して団体交渉及び弁護士以外の代理人による交渉を行わないものとする。

(合意管轄)

第23条 乙は、本契約について紛争が生じた場合、乙の住所地の如何にかかわらず丙の本社の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を、管轄裁判所とすることに同意するものとする。

(内装造作諸設備工事)

第24条 本契約後、乙において本物件内の内装造作または付属物件の新設・撤去等、原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

2. 前項の内装造作または付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。
3. 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。
4. 乙が甲の承認を得て施した建具・その他造作・模様替等について、乙はその買取請求権を放棄することを承諾し、直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。但し、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
5. 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合には、この為が生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(規定外事項)

第25条 本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲乙は各々の信義を重んじ誠意をもって協議善処するものとする。

(暴力団の排除)

第26条 反社会勢力の暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又は構成員とは契約の締結はできない又、乙が次の各項の一に該当した時は甲は何ら催告をせず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。

2. 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
3. 本物件内、共用部分等に暴力団であること感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
4. 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
5. 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴力障害脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚せい剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
6. 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗暴な態度言動によって、他の入居者、近隣住民に不安感や迷惑を与えたとき。
7. 本条の規定以外にも、沖縄県暴力団排除条例にも基づく事項に該当したとき。

【特約事項】

- 1) 甲は本物件の賃貸借業務の管理を丙に委託しており、賃料等（延滞損害金を含む）や鍵の交換料、抗菌施工の支払いを丙にする事を乙は承諾した。また、解約の連絡も所定の用紙で丙に通知するものとする。尚、郵送の場合は、郵便局の消印の日付を解約予告日とする。
- 2) 原状回復の義務として室内外の清掃費を退去時に支払うものとする。畳の表替えは乙の負担とし契約時または退去時に支払うものとする。また鍵の交換、ニス塗り、全部屋の電球の取替修繕等の費用は乙の負担とする。
現状回復については甲・丙の指定業者によるものとする。又、室内外の汚損が激しい場合は、既定の清掃費とは別途、清掃費を請求致します。
- 3) 再契約時に乙は丙に再契約事務手数料として家賃の50%（消費税別）を支払うものとする。
- 4) 乙は名義変更する際、契約事務手数料として賃料の1ヵ月分（消費税別）と敷金、保証会社保証料、火災保険料等を支払うものとする。
- 5) 連帯保証人を変更する際は契約事務手数料として20,000円（消費税別）を支払うものとする。
- 6) 契約書及び重要事項説明書の複製や再発行には事務手数料が発生致しますので、大切に保管するようお願い致します。
- 7) 専用駐車場は乙の責任のもとで管理する。
甲は駐車場内での盗難、車の破損、他者の無断駐車（貼紙での告知、警察への通報等を賃借人で行って下さい）、トラブル等には一切の責任は無いものとする。
- 8) 車庫証明を発行する際は車庫保証金として金25,000円を丙は乙より預かるものとし、その発行手数料として金5,000円を乙は丙に払うものとする。
（発行希望の場合は1日～2日前には連絡下さい）
- 9) 対象不動産に抵当権が設定されている場合、当該抵当権が実行により競売された場合において、乙は買受人から明渡しを求められたときは、6ヶ月以内に明渡しをしなければならない。また継続して入居可能な場合であっても、新たに賃貸借の締結等を求められた場合はそれに応じなければならない。賃借人は旧所有者に敷金の返還を請求しなければならない。
- 10) 反社会勢力の暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又は構成員ではないこと。
- 11) 本物件の契約終了後、賃借人にて設置した設備等及び室内の改装費等の買い取り請求を賃貸人に対し出来ないものとし、明け渡しの際、原状回復を行い明け渡すものとする。
- 12) 乙は、乙の何らかの事情により本契約が終了した後に乙の残置物がある場合、当該残置物の引取人を本物件契約の連帯保証人と定める。
- 13) 甲は、乙の何らかの事情により本契約が終了した後遅延なく、連帯保証人に本契約が終了した旨を連絡するものとする。
- 14) 連帯保証人は、本契約終了の連絡を受けた日から1ヶ月内に当該残置物を引き取ること。期日内に当該残置物の引き取りがなく、甲が引き渡し等の処分を行った場合の費用は連帯保証人へ請求できるものとする。
- 15) 本物件敷地内の草刈り、庭木の剪定や庭木が枯れないような対策などの維持管理は乙が行うものとする。
- 16) 本物件は、賃料を定額に設定した老朽化した建物である為、万一、修繕などが発生しても甲（丙）はその修繕義務を負わないものとする。

下記価格が標準価格（税込）です。

但し、資材等価格高騰による変動の場合、この限りではありません。

清掃費 ナシ 円 エアコン内部洗浄 ナシ 円／台

上記（特約事項）の説明を受けました。署名 玉城 健一郎

重要事項説明書（定期建物賃借用）

【事務所用】

玉城 健一郎 様 （以下「乙」という）

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に■印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。■印のない□欄、又は線で抹消した説明等は関係ないことを示します。

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	有限会社 とみや不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 八木 政徳	代表者の氏名	印
	主たる事務所所在地	沖縄県宜野湾市新城2-44	主たる事務所所在地	
	TEL	098-892-1277	TEL	
	免許証番号	沖縄県知事（9）第2047号	免許証番号	
	免許年月日	令和4年06月26日	免許年月日	
宅地建物取引士	氏名		氏名	印
	登録番号	（沖縄）第 号	登録番号	
	業務に従事する事務所名	有限会社 とみや不動産	業務に従事する事務所名	
	主たる事務所所在地	沖縄県宜野湾市新城2-44-20	主たる事務所所在地	
	TEL	098-892-1277	TEL	
取引態様	☒ 媒介・専属専任 ☐ 媒介・専任 ☐ 媒介・一般 ☐ 貸主 ☐ 代理 ☐ 転貸借			
供託する等説明に明	所屬地方本部の名称及び所在地 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会 沖縄本部 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番7号			

貸主の表示 （以下「甲」という）

住所		TEL	
氏名			

物件の表示

名 称	店舗	居室番号	101
所在地	(住居表示) 沖縄県宜野湾市野嵩2-7-3 (登記簿)		
構 造	(RC) 鉄筋コンクリート造/2階建/1戸		
種 類	店舗・事務所	新築年月	昭和50年10月01日
間取り		床面積	148.76 m ²
備考			

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記簿に記載された事項等 令和 年 月 日現在

権利部 (甲区)	名義人	住所	
		氏名	
	所有権にかかる権利に関する事項		☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有者移転仮登記 ☐ 有 ・ ☒ 無 ☐ その他 ()
権利部 (乙区)	所有権以外にかかる権利に関する事項		☒ 抵当権 ☐ 根抵当権 ☐ 賃借権 ☒ 有 ・ ☐ 無 ☐ その他 ()
	登記名義人と貸主が		☒ 同じ ☐ 異なる (☐ 転貸借 ☐ 相続 ☐ その他)
備考	将来、上記抵当権等が実行され本物件が競落されると借家権は終了し、敷金・保証金を競落人から返還してもらう事は出来ません。 ・ 本物件が競落された場合、(建物・貸室)賃借人は6ヶ月間明け渡しを猶予されます。 ・ 明渡猶予期間中は、競落人に対して賃料相当損害金を支払わないと、競落人からの催告の上、直ちに明け渡しを請求されることがあります。		

2 法令に基づく制限の概要

法令名	☐ 新住宅市街地開発法 ☐ 新都市基盤整備法 ☐ 流通業務市街地整備法
制限 ☐ 有 ☒ 無	
制限の内容	

※住宅、店舗、事務所、倉庫その他用途によっては別に法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限についてはご自身の確認が必要になります。

3 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域 (外)
----------	----------------

4 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域 (外)
-------------	----------------

5 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域 (外)
-----------------	----------------

6 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地

水害ハザードマップの有無	洪水 (無) 雨水出水(内水) (無) 高潮 (無)
水害ハザードマップにおける建物の所在地	

7 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

本物件は未完成物件等に	(該当しません)
-------------	------------

8 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
☒ 無 ☐ 有 ☐ 不明	

※1975年9月に吹き付けアスベストの使用が禁止されたので、1975年9月以前の建物の場合に説明します。

インスペクション

9 建物状況調査の実施に関する事項

建物状況調査の実施の有無	建物状況調査の結果の概要
☒ 無 ☐ 有	

10 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
☒ 無 ☐ 有 ☐ 不明	

※当該建物の建築確認通知書(確認済証)又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

建築確認通知書(確認済証)又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

- ・ 居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・ 事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

11 金銭の賃借のあっせんに関する事項

金銭の賃借のあっせんの有無	成立しない場合の措置
☒ 無 ☐ 有	

住宅用火災警報器設置に関する事項

住宅用火災警報器設置の有無	☒ 無 ☐ 無しの場合、甲または乙にて取付必要
---------------	--

事務所費

13 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	☒ 公営 ☐ 私営 ☐ 井戸 ☐ 無	メーター ☒ 直 ☐ 子
②	電気	/ 容量 アンペア	メーター ☒ 専 ☐ 子
③	ガス	☐ 都市 ☐ プロパン	
④	排水	☒ 公共下水 ☐ 浄化槽 ☐ 側溝	
備考			

14 建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）

①	台所	☐ 専用 ☐ 共用
②	トイレ	☒ 専用 ☐ 共用 / ☒ 水洗 (☒ 洋式 ☐ 和式) ☐ 汲取 / [ユニットバスの場合] 浴室と (☐ 一緒 ☐ 別)
③	浴室	☐ 有 [☒ 専用 (☐ ユニットバス ☐ 浴槽) ☐ 共用] ☒ 無
④	シャワー	☐ 有 [設置場所] (☐ 浴室 ☐ 洗面所) ☒ 無
⑤	洗面所	☐ 有 [洗面台 浴室と (☐ 一緒 ☐ 別)] ☒ 無
⑥	給湯	☐ 有 ☒ 無
⑦	コンロ	☐ 有 (☐ 電気 ☐ ガス) ☒ 無
⑧	エアコン	☐ 有 / 冷暖房 台 / 冷房専用 台 ☒ 無
⑨	照明器具	☒ 有 ☐ 無
⑩	電話回線引込	☐ 有 ☒ 無
⑪	火災警報器	☐ 有 ☒ 無
⑫	共聴設備	TV ☐ 有 (☐ 地デジ ☐ BS ☐ CS) ☐ 有線ケーブル アンテナ ☒ 無
⑬	エレベーター	☐ 有 ☒ 無
⑭	駐車場	☒ 有 駐車場・駐輪場補足を参照 ☐ 無
⑮	駐輪場	☐ 有 駐車場・駐輪場補足を参照 ☒ 無
⑯	専用庭	☐ 有 ☒ 無
⑰	インターネット	☐ 有 ☐ 無料タイプ ☐ 有料タイプ (☐ マンションタイプ ☐ ファミリータイプ) ☒ 無
⑱	カギタイプ	☒ 通常キー ☐ カードキー ☐ ディンプルキー ☐ e d ロック ☐ オートロック
駐車場・駐輪場補足		駐車場は建物向かって左側 2 台 (初契約時にお渡しした駐車場資料参照)
備考		鍵 本授受しました。 年 月 日 受取者名 担当(鍵) 確認担当

(注) 消費税相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

事務所費

II 取引条件に関する事項

1 賃料・賃料以外に授受される金銭の額及び授受の目的

(増税の場合にはそれに伴い増額となりますのでご了承ください)

項目	金額 (内消費税等)	項目	金額 (内消費税等)
賃料	110,000 (0)	敷金	110,000 (0)
	()	再契約事務手数料	60,500 (5,500)
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()
支払時期・方法	翌月分を毎月30日までに		口座振替
備考	2月に関しては28日が支払い期日となる。尚、振替手数料は賃借人負担とする。		

2 契約の解除に関する事項

- ・ 乙が本契約を解除する場合、乙は1ヶ月前までに書面により甲へ申し出なければなりません。
- ・ 甲は乙または同居者が、賃料等の遅延を繰返す等、甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき本契約を解除することができます。
- ・ 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は、都市計画等により、本物件が収用され、又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅します。
- ・ 本契約における明渡しとは、乙及び入居者すべての退去、本物件内外の物品等の搬出及び撤去、電気代等諸費用精算の完了及び鍵返還の完了したときをいいます。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

- ・ 乙は、本契約から生じる金銭債務に対し、年利14.6%の延滞損害金を支払わなければなりません。但し、保証会社等による保証委託制度、収納代行会社による支払委託制度等をご利用の場合には各々委託契約書の定めによるものとします。

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	☒ 講じません ☐ 講じます (保全措置を行う機関)
--------------	--

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種 類	☐ 一般借家契約 ☒ 定期建物賃貸借 ☐ 一時使用の賃貸借 ☐ 高齢者の居住の安定確保に関する法律による終身建物賃貸借契約 ☐ 使用貸借
期 間	令和 4 年 12 月 26 日 から 令和 6 年 12 月 25 日 (2 年間)
更 新	☒ 定期建物賃貸借契約は更新のない借家契約で期間満了により終了します。 (合意により再契約する場合があります。)
備 考	再契約時に、乙は再契約事務手数料として賃料の50% (消費税別) をお支払いください。

6 定期借家契約の場合

契約の方式	公正証書に ☒ しません。 ☐ します。 → 公正証書の費用負担 ☐ 貸主 ☐ 借主 ☐ 折半
契約の内容	☒ 本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので 令和 6 年 12 月 25 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 ☒ 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 [中途解約] ☒ 中途解約権の内容については、契約書(案)のとおりです。 ☐ 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは解約の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から1ヵ月を経過することによって終了します。
備考	

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	☐ 住居専用 ☐ 店舗専用 ☒ 事務所専用
利用の制限	☐ ペット飼育可 ☐ 楽器(ピアノ等)使用可 ☐ 女性限定

8 敷金等の清算に関する事項

・ 敷金を預かる物件に関しては、契約期間未満で解約した場合は全額返還なし、期間以上での解約の場合は、10割返還します。但し、敷金の有無に関わらず、本物件の明渡し時に原状回復に要する費用(清掃費、エアコン内部洗浄、畳表替え)乙の責に帰すべき事由により生じた、本物件または付帯設備に加えた損害がある場合は乙の負担となります。その他乙の債務不履行が存在する場合は別途請求するものとします。又、室内外の汚損が激しい場合は、既定の清掃費に加えて追加清掃費を請求致します。下記価格が標準価格(税込)です。

清掃費 原状 円 エアコン内部清掃 ナシ 円 畳表替え ナシ 円

※資材等価格高騰による変動の場合、上記金額はこの限りではない。

9 管理の委託先

商号又は名称	有限会社 とみや不動産	TEL	098-892-1277
住所(主たる事務所の所在地)	沖縄県宜野湾市新城2-44-20		

III その他の事項

1 契約の条件・特約事項

- 1) 契約締結の決定は、入居申込書、もしくは各保証委託制度、支払委託制度の申込書の記載事項を検討のうえ行います。
- 2) 入居申込書、もしくは保証委託制度の申込書が虚偽の記載又は記載漏れの場合、契約をお断り致します。
- 3) 再契約事務手数料は乙の承諾のもと家賃の0.5ヶ月分(消費税別途)と定め、賃貸借契約の成立時若しくは、2022年12月分賃料と併せてお支払いいただくものとします。
- 4) 契約の際には、賠償責任保険付の火災保険に継続してご加入していただき、入居中の解約はできません。また家賃保証会社との保証契約も入居期間中は解約することはできません。
- 5) 保証会社等による保証委託制度は、別途委託契約書を取り交わすものとします。
- 6) 保証委託契約、支払委託契約の内容等(保証料、更新料)については、別添委託契約書をご確認ください。
- 7) 玄関の鍵の交換料、抗菌施工、エアコン内部洗浄は乙の承諾の上、ご負担いただきます。なお鍵を紛失した場合や本契約締結後から引渡しまでの間に契約を解除する場合も、実費が発生したものは乙負担とするものとします。
- 8) 本物件を民泊事業、第三者に転貸及び権利を譲渡することはできません。
- 9) 反社会的勢力の暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者であった場合、契約をお断り致します。
- 10) 本契約は現状有姿の契約とし、室内の改装及び設備設置は賃借人の責任と費用負担にて、行うものとする。
- 11) 本物件の契約終了後、賃借人にて設置した設備等及び室内の改装費等の買い取り請求を賃貸人に対し出来ないものとし、明け渡しの際、原状回復を行い明け渡すものとする。

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受け理解しました。

令和 4 年 12 月 1 日 午前 午後 1 : 00

借主

住 所 宜野湾市 野岩 1-9-12 2F

氏 名

玉城 健一郎

(借地借家法第 38 条第 2 項関係)

定期建物賃貸借契約についての説明

借主住所 宜野湾野嵩 1-9-12
氏名 玉城 健一郎 様

貸主住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

仲介業者住所 沖縄県宜野湾市新城 2
氏名 有限会社 とみや不動産 [REDACTED]

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第 38 条第 2 項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに下記物件を明け渡さなければなりません。

記

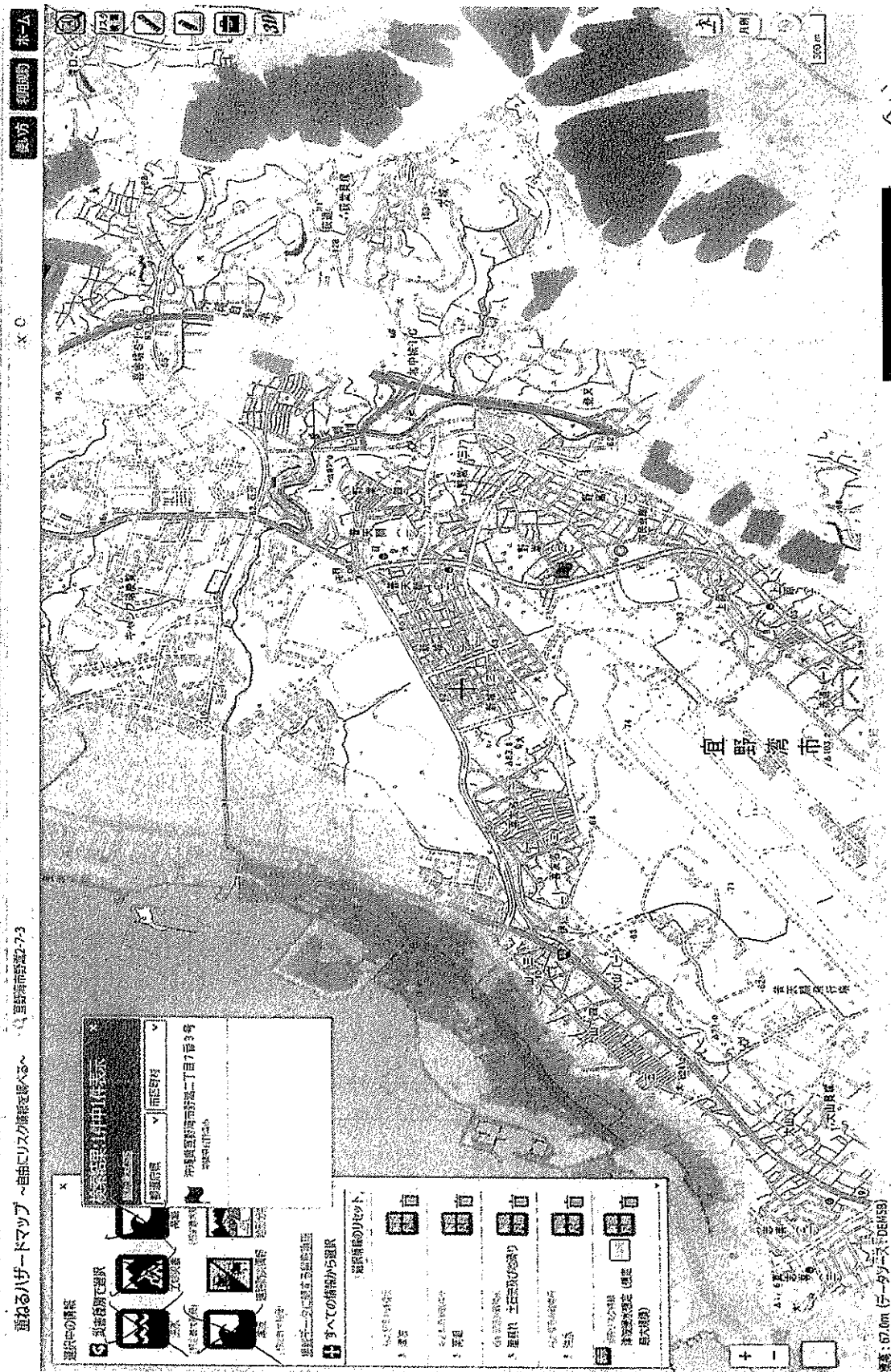
(1)物件	名称 [REDACTED] 店舗
	所在地 宜野湾市野嵩二丁目 7 番 3 号
	部屋番号 101 号室
(2)契約期間	令和 4 年 12 月 26 日から令和 6 年 12 月 25 日まで 2 年間 (2022 年 12 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日まで)

上記につきまして、借地借家法第 38 条第 2 項に基づく説明を受けました。

2022 年 12 月 1 日

借主住所 宜野湾市野嵩 1-9-12 2F

氏名 玉城 健一郎 [REDACTED]



10

統一様式-①

經費區分別支出一覽表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/26	電話料金(4月分)	7,714	1/2	3,857
5/23	電話料金(5月分)	7,990	1/2	3,995
6/25	電話料金(6月分)	7,603	1/2	3,801
毎月払	空調機レンタル料金(R6.4月～R6.6月分)	46,200	1/2	23,100
5/23	カラー複合機カウンター保守料金(4月分)	7,873	1/2	3,936
6/24	カラー複合機カウンター保守料金(5月分)	11,536	1/2	5,768
7/23	カラー複合機カウンター保守料金(6月分)	12,124	1/2	6,062
4/23	スティックのり	480	1/2	240
5/8	コピー用紙	3,370	1/2	1,685
6/6	コピー用紙	1,496	1/2	748
5/10	宛名シール・クリアファイル	4,070	全額	4,070
事務費 充当合計				57,262

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
玉城健一郎事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 4月ご請求分
金額(円)
¥7,714-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
145856
24.4.26
145856
0800-3335550

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

4 月 分

- ・ 充当割合 1/2
- ・ 充当額 3,857 円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
玉城健一郎事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 5月ご請求分
金額(円)
¥7,990-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
24.5.13

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

5 月 分

- ・ 充当割合 1/2
- ・ 充当額 3,995 円

◎事務所電話料金 (政務活動以外の利用もある為 1/2 充当)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
玉城健一郎事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 6月ご請求分
金額(円)
¥7,603-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
[RECEIVED STAMP: 14 SEP 2024]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

※ 本受領証は、お支払いの金額が正確であることを証明するものです。お支払いの際、必ず本受領証を提示してください。

6 月分

・ 充当割合 1/2 ・ 充当額 3,801 円

◎事務所電話料金（政務活動以外の利用もある為 1/2 充当）

領 収 証		№ 001708																		
玉城 健一郎事務所 殿		平成 6 年 5 月 23 日																		
金 額	¥ 4 6 2 0 0	収 入 印 紙																		
但し、空調機レンタル代として(R6.4月分~R6.6月分) 内、消費税額(10%) 4,200円 上記金額確かに受領致しました。																				
 株式会社 カイ総合設備 〒902-0072 沖縄県那覇市真地328-6番地 TEL(098)815-9044 FAX(098)815-2244 登録番号: T1360001006711		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">金 額</th> <th style="width: 50%;">期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 現 金</td> <td>¥46,200-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 切 手</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手 形</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相 殺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>其 他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		金 額	期 日	内 現 金	¥46,200-		小 切 手			手 形			相 殺			其 他		
	金 額	期 日																		
内 現 金	¥46,200-																			
小 切 手																				
手 形																				
相 殺																				
其 他																				

・ 充当割合 1/2

・ 充当額 23,100 円 (R6 年 4 月・5 月・6 月分 月額 15,400 円)

◎事務所空調機レンタル料金 (政務活動以外の利用もある為 1/2 充当)

13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21	4月分	6- 5-23	振出	*7,873	SMBC(株)
22					
23					
24					

		普通預金				7
		日	月	年	振出	振替
1	5月分	6- 6-24	振出	*11,536	SMBC(株)	
2						
3						
4						
5						
6						
7	6月分	6- 7-23	振出	*12,124	SMBC(株)	
8						
9						
10						
11						
12						

充当割合 1/2 充当額 15,766 円

R6 年 4 月～6 月分 口座振替

◎カラー複合機カウンター保守料金（政務活動以外の使用もある為 1/2 充当）

五城健康事務所様

領 収 証

2024年04月23日 (火)

¥480-

上記正に領収しました(消費税等号T4360001009216
メイトウ西原町小那覇156番地3
〒112-0981 東京都港区有明3-15-6
明細部品の「*」印は軽減税率8%適用商品です。
※在庫品の場合は、印刷面を内側に折って保管願います。
財布等で保管願います。

担当者



0001-0933-8202

※ 領収証 2024年04月23日 (火) 16:55 領収証番号 0001

貴店No00000078
子店No00000078

140605内スティックのり ¥480
合計 ¥480
(内10% 対象 ¥480)
(内10% ¥43)
(税合計 ¥43)
お買上点数 1点
領収証No8202 店No000005

・ 充当割合 1/2 ・ 充当額 240 円

◎スティックのり (政務活動以外の使用もある為 1/2 充当)

玉城健一郎事務所様

領 収 証

2024年06月06日 (木)

¥1,496-

上記正に領収しました(消費税等
明細部商品名先頭の「*」印は軽減税率8%適用商品です
株式会社野崎 098-893-6226 登録番号 1236001008095
沖繩県宜野湾市野崎1-25-9
〒980-0983
※保管上のお願ひ
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

2001-4588-0596

* 令和六年五月八日 系田 *

2024年06月06日(木)15:29 ｼﾞﾂ2001

責No00002271

4517421103433JAN
000023内コピー用紙B4
2コX単748 ¥1,496
合計 ¥1,496
(10%内ﾀｲﾔｵ ¥1,496)
(10%内 ¥136)
お買上点数 2点
ｼｰﾄNo0596 店No00002

・ 充当割合 1/2

・ 充当額 748 円

玉城健一郎
事務所様

領 収 証

2024年05月08日 (水)

¥3,370-

上記正に領収しました(消費税等
明細部商品名先頭の「*」印は軽減税率8%適用商品です
株式会社野崎 098-893-6226 登録番号 1236001008095
沖繩県宜野湾市野崎1-25-9
〒980-0983
※保管上のお願ひ
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

2002-0305-1488

* 令和六年五月八日 系田 *

2024年05月08日(水)14:10 ｼﾞﾂ2002

責No00002111

4517421103389JAN
000023内コピー用紙A4 ¥2,390
4517421103419JAN
000023内コピー用紙A3 ¥980
合計 ¥3,370
(10%内ﾀｲﾔｵ ¥3,370)
(10%内 ¥306)
お買上点数 2点
ｼｰﾄNo1488 店No00002

・ 充当割合 1/2

・ 充当額 1,685 円

◎コピー用紙(政務活動以外の使用もある為1/2充当)

株式会社安木屋 宜野湾店
〒901-2224
沖縄県宜野湾市真志喜1-11-13
TEL:098-890-6117
FAX:098-890-6558
登録番号:T6-3600-010
端末番号:CB7A

2024-05-10 12:56:14

端末取引ID:416-0

領収証

五城 健一郎事務所 様

領収金額

¥4,070-

(税 ¥370-)

(10%対象 ¥4,070 内消費税 ¥370)

但し

商 子 印

上記正に領収いたしました。

担当者印



No. 7153133740036

株式会社安木屋 宜野湾店
〒901-2224
沖縄県宜野湾市真志喜1-11-13
TEL:098-890-6117
FAX:098-890-6558
登録番号:T6-3600-0100-2103
端末番号:CB7A

2024-05-10 12:56:14

端末取引ID:416

スタッフ:

ヒ)エコミ-ラベル 6メ

4902668567337

¥2,772

キ)シワ-リース クリア-掃タ- 100P737SP-100コ

4971660024650

¥1,298

小計

¥4,070

合計

¥4,070

内消費税

(¥370)

(10%対象 ¥4,070 内消費税 ¥370)

合計点数

2点

お預り金額

¥10,500

お釣り

¥6,430



7 1 5 3 1 3 3 7 4 0 0 3 6

No. 7153133740036

・ 充当割合 10/10 ・ 充当額 4,070 円

◎ラベルシール・ファイル (政務活動の為全額充当)

統一様式－①

經費區分別支出一覽表

經費區分

人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	職員給与(4月分)	80,000	1/2	40,000
毎月払	職員給与(5月分)	80,000	1/2	40,000
毎月払	職員給与(6月分)	80,000	1/2	40,000
7/3	労働保険料(R6年度分)	12,019	その他	1,500
人件費 充当合計		/	/	121,500

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所

(令和 6 年度) 単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	労働保険	支払額	受領印	備考
4月30日	80,000		480	79,520		按分1/2
5月31日	80,000		480	79,520		按分1/2
6月30日	80,000		480	79,520		按分1/2
合計	240,000		1,440	238,560		

充当割合 1/2
充当額 120,000円(県議選挙期間中につき政務活動以外に係る職務も含む為)

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所 管

6118

※令和

06

年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝 番号
47102020743-000				

※CD

1

※証券受領

全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9)

元号 9 年度 6

※徴収年度(元号:令和は9)

元号 9 年度 6

納付の目的

1. 令和

6 年度 1 期
(会期又は1期)

2. 令和

5 年度 確定

※取納区分

62

※認決
区分

※内証券受領

円

(住所)〒901-2203 宜野湾市

野嵩

2-7-3

(氏名) 玉城健一郎事務所

玉城 健一郎

殿

EA14780025424\$02A14780012712#

47102020743-000 0012712 E

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内 訳	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
労働保険料					+	1	7	7	6	0
一般拠出金					+				1	9
納付額 (合計額)					+	1	7	7	7	9

あて先

〒900-0006

那覇市

おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付等



・ 充当割合 1/2

・ 充当額 1,500 円 (R6 年 4 月・5 月・6 月分 月額 1,000 円)

$$17,760 \text{ 円} - \frac{5,760 \text{ 円}}{\text{自己負担分}} = \frac{12,000 \text{ 円}}{\text{事務所負担分}}$$

$$1,000 \text{ 円} \times 3 \text{ カ月} \div 2 = 1,500 \text{ 円 (今回は一般拠出金含まず)}$$

◎労働保険 (県議選挙期間中につき政務活動以外の使用もある為 1/2 充当)

人件費

雇用契約書

氏名 XXXXXXXXXX 生年月日 XXXXXXXXXX

現住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

電話番号 XXXXXXXXXX

下記条件にて契約を致します。

雇用期間	定め無し
就業場所	玉城健一郎事務所 宜野湾市野嵩 2・7・3 および県議会居室
職務内容	政務活動に係る事務補助
就業時間	10 時 00 分～15 時 00 (休憩 60 分)
賃金	毎月 80,000 円
各種保健	労災保険 雇用保険
給与支払い	25 日締め切り 末日払い
休日	土・日・祝日・お盆休み

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 2 年 7 月 1 日

代表者氏名：玉城健一郎

従業員氏名：XXXXXXXXXX



令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城 健一郎

被雇用職員名		
議員との関係	☐ 議員の親族(続柄:)	☒ 議員の親族外
議員との生計	☐ 議員と生計同一	☒ 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

住所

雇用者 沖縄県議会議員

玉城 健一郎



勤務の実態を証する提出書類

☒ 出勤簿 ☐ タイムカード ☐ その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 玉城 健一郎 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・資料・インターネット ・ 他の議員事務所） ・ 訪問先との連絡、スケジュール調整 等	5%
	研修に係るもの	
	広聴広報に係るもの ・ 印刷業者との連絡、調整 ・ 広報誌の配布、発送 等	5%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連携、調整 ・ 住民相談受付 ・ 意見交換の対応	5%
	会議に係るもの ・ 各種資料、会議の準備等（開催告知、連絡、調整、資料作成 等）	10%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用する資料収集、作成 等	5%
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 名簿管理 ・ 電話、来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書作成 等	20%
小計		50%
政務活動以外の活動に係る職務	・ 後援会の会議準備や資料作成 ・ 後援会の名簿管理 ・ 印刷業者との連絡、調整 等	50%

令和 6 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城 健一郎



被雇用者



令和6年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
					休	休						休	休	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
				休	休						休	休	昭和の日		

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		憲法 記念日	みどりの 日	こどもの 日	振替 休日					休	休			

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
		休	休						休	休					

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
休	休						休	休						休

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
休						休	慰霊の日						休	休	

【 7 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
					休	休						休	休	海の日

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
				休	休						休	休			